

○千葉県社会福祉法施行細則

改正案	現行
<p>千葉県社会福祉法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和二十七年十月三日 規則第五十四号</p> <p>改正 昭和三〇年 七月三十一日規則第 昭和三三年 九月三〇日規則第 三六号 四五号</p> <p>昭和三九年 八月 一日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 五二号 一八号</p> <p>昭和五五年 四月三〇日規則第 昭和六二年 四月 一日規則第 二六号 三七号</p> <p>平成 四年 四月 一日規則第 平成二二年一〇月二三日規則第 五七号 一五五号</p> <p>平成二三年一〇月 七日規則第 平成二九年 三月三十一日規則第 一一号 一七号</p> <p>令和 二年 二月 七日規則第 四号</p> <p>千葉県社会福祉法施行細則 題名改正〔平成二二年規則一五五号〕</p>	<p>千葉県社会福祉法施行細則</p> <p style="text-align: right;">昭和二十七年十月三日 規則第五十四号</p> <p>改正 昭和三〇年 七月三十一日規則第 昭和三三年 九月三〇日規則第 三六号 四五号</p> <p>昭和三九年 八月 一日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 五二号 一八号</p> <p>昭和五五年 四月三〇日規則第 昭和六二年 四月 一日規則第 二六号 三七号</p> <p>平成 四年 四月 一日規則第 平成二二年一〇月二三日規則第 五七号 一五五号</p> <p>平成二三年一〇月 七日規則第 平成二九年 三月三十一日規則第 一一号 一七号</p> <p>令和 二年 二月 七日規則第 四号</p> <p>千葉県社会福祉法施行細則 題名改正〔平成二二年規則一五五号〕</p>
<p>(目的)</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>一部改正〔平成二二年規則一五五号〕</p> <p>(届出、申請等の様式)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる法に基づき届出、申請等は、それぞれ当該各号に定める届出書、申請書等により行うものとする。</p> <p>一 法第三十一条第一項の認可の申請 社会福祉法人設立認可申請書（別記第一号様式）</p> <p>二 法第四十五条の三十六第二項の認可の申請 社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第二号様式）</p> <p>三 法第四十六条第二項の認可又は認定の申請 社会福祉法人解散認可・認定申請書（別記第三号様式）</p> <p>四 法第五十条第三項及び第五十四条の六第二項の認可の申請 社会福祉法</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。</p> <p>一部改正〔平成二二年規則一五五号〕</p> <p>(届出、申請等の様式)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる法に基づき届出、申請等は、それぞれ当該各号に定める届出書、申請書等により行うものとする。</p> <p>一 法第三十一条第一項の認可の申請 社会福祉法人設立認可申請書（別記第一号様式）</p> <p>二 法第四十五条の三十六第二項の認可の申請 社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第二号様式）</p> <p>三 法第四十六条第二項の認可又は認定の申請 社会福祉法人解散認可・認定申請書（別記第三号様式）</p> <p>四 法第五十条第三項及び第五十四条の六第二項の認可の申請 社会福祉法</p>

改正案	現行
人合併認可申請書（別記第四号様式）	人合併認可申請書（別記第四号様式）
五 法第六十二条第一項の届出 第一種社会福祉事業経営届（別記第五号様式）	五 法第六十二条第一項の届出 第一種社会福祉事業経営届（別記第五号様式）
六 法第六十二条第二項の許可の申請 第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第六号様式）	六 法第六十二条第二項の許可の申請 第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第六号様式）
七 法第六十三条第一項、第六十四条、第六十八条、第六十八条の三、第六十八条の四又は第六十九条第二項の届出 社会福祉事業変更・廃止届（別記第七号様式）	七 法第六十三条第一項、第六十四条、第六十八条、第六十八条の三、第六十八条の四又は第六十九条第二項の届出 社会福祉事業変更・廃止届（別記第七号様式）
八 法第六十三条第二項の許可の申請 社会福祉事業変更許可申請書（別記第八号様式）	八 法第六十三条第二項の許可の申請 社会福祉事業変更許可申請書（別記第八号様式）
九 法第六十七条第一項の届出 施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届（別記第九号様式）	九 法第六十七条第一項の届出 施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届（別記第九号様式）
十 法第六十七条第二項の許可の申請 施設を必要としない第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第十号様式）	十 法第六十七条第二項の許可の申請 施設を必要としない第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第十号様式）
十一 法第六十八条の二の届出 住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業開始届（別記第十一号様式）	十一 法第六十八条の二の届出 住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業開始届（別記第十一号様式）
十二 法第六十九条第一項の届出 住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業開始届（別記第十二号様式）	十二 法第六十九条第一項の届出 住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業開始届（別記第十二号様式）
十三 法第二百二十五条の認定の申請 社会福祉連携推進認定申請書（別記第十三号様式）	（新設）
十四 法第三百三十九条第一項の認可の申請 社会福祉連携推進法人定款変更認可申請書（別記第十四号様式）	（新設）
十五 法第四百十条の認定の申請 社会福祉連携推進方針変更認定申請書（別記第十五号様式）	（新設）
十六 法第四百四十二条の認可の申請 代表理事選定・解職認可申請書（別記第十六号様式）	（新設）
全部改正〔昭和六二年規則三七号〕、一部改正〔平成二二年規則一五五号・二三年一一号・二九年一七号・令和二年四号〕 （書類提出の義務）	全部改正〔昭和六二年規則三七号〕、一部改正〔平成二二年規則一五五号・二三年一一号・二九年一七号・令和二年四号〕 （書類提出の義務）
第三条 社会福祉事業を經營する者は、毎会計年度終了後一月以内に次の各号に掲げる書類（助産施設を經營して社会福祉事業を經營する者にあつては、第一号に掲げる書類）を知事に提出しなければならない。	第三条 社会福祉事業を經營する者は、毎会計年度終了後一月以内に次の各号に掲げる書類（助産施設を經營して社会福祉事業を經營する者にあつては、第一号に掲げる書類）を知事に提出しなければならない。
一 事業報告書	一 事業報告書

改正案	現行
二 財産目録 三 収支決算書 四 翌年度の事業計画書 五 翌年度の収支予算書 六 役員名簿 一部改正〔昭和五五年規則二六号〕 附 則	二 財産目録 三 収支決算書 四 翌年度の事業計画書 五 翌年度の収支予算書 六 役員名簿 一部改正〔昭和五五年規則二六号〕 附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。 2 社会事業法施行細則（昭和十三年千葉県令第二十五号）は、廃止する。 附 則（昭和三十年七月三十一日規則第三十六号） この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。 附 則（昭和三十二年九月三十日規則第四十五号）	1 この規則は、公布の日から施行する。 2 社会事業法施行細則（昭和十三年千葉県令第二十五号）は、廃止する。 附 則（昭和三十年七月三十一日規則第三十六号） この規則は、昭和三十年八月一日から施行する。 附 則（昭和三十二年九月三十日規則第四十五号）
1 この規則は、昭和三十二年十月一日から施行する。 2 この規則施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により、既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。 附 則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十五年四月三十日規則第二十六号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六十二年四月一日規則第三十七号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成四年四月一日規則第五十七号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十二年十月十三日規則第五百五十五号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十三年十月七日規則第百十一号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十九年三月三十一日規則第十七号） この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則（令和二年二月七日規則第四号） この規則は、令和二年四月一日から施行する。	1 この規則は、昭和三十二年十月一日から施行する。 2 この規則施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により、既に申請のなされているものについては、なお、従前の例による。 附 則（昭和三十九年八月一日規則第五十二号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和五十五年四月三十日規則第二十六号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（昭和六十二年四月一日規則第三十七号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成四年四月一日規則第五十七号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十二年十月十三日規則第五百五十五号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十三年十月七日規則第百十一号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成二十九年三月三十一日規則第十七号） この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。 附 則（令和二年二月七日規則第四号） この規則は、令和二年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>別記</p> <p>第一号様式 (第二条第一号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕</p> <p>第二号様式 (第二条第二号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・29年17号〕</p> <p>第三号様式 (第二条第三号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕</p> <p>第四号様式 (第二条第四号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕</p> <p>第五号様式 (第二条第五号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第六号様式 (第二条第六号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第七号様式 (第二条第七号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令和2年4号〕</p> <p>第八号様式 (第二条第八号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第九号様式 (第二条第九号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p>	<p>別記</p> <p>第一号様式 (第二条第一号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕</p> <p>第二号様式 (第二条第二号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・29年17号〕</p> <p>第三号様式 (第二条第三号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕</p> <p>第四号様式 (第二条第四号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成4年規則57号・12年155号・29年17号〕</p> <p>第五号様式 (第二条第五号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第六号様式 (第二条第六号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第七号様式 (第二条第七号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令和2年4号〕</p> <p>第八号様式 (第二条第八号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第九号様式 (第二条第九号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p>

改正案	現行
<p>第十号様式 (第二条第十号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第十一号様式 (第二条第十一号) 追加〔令和2年規則4号〕</p> <p>第十二号様式 (第二条第十二号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令和2年4号〕</p>	<p>第十号様式 (第二条第十号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号〕</p> <p>第十一号様式 (第二条第十一号) 追加〔令和2年規則4号〕</p> <p>第十二号様式 (第二条第十二号) 全部改正〔昭和62年規則37号〕、一部改正〔平成12年規則155号・令和2年4号〕</p>